

「産業保健21」78号 産業保健クエスチョン

解 答

Q1：答え ②

- ① 正 産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域窓口である地域産業保健センターを活用すること等が適当です。
- ② 誤→正 医師等からの意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の理解が得られるように努めることが適当です。
- ③ 正 保健指導として、必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行います。

Q2：答え ③

- ① 正 二次健康診断の結果については、事業者に提出するよう働きかけることが適当です。
- ② 正 保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要であります。
- ③ 誤→正 二次健康診断を行ったときには報告する義務はありませんが、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、歯科医師による健康診断（定期のものに限る。）を行ったときには、遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

Q3：①

- ① 誤→正 喫煙対策の施設・設備面の対策に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置することとし、喫煙室の設置が困難である場合には、喫煙コーナーを設置することとします。
- ② 正
- ③ 正 また、職場の空気環境については、たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）に準じて、浮遊粉じんの濃度を0.15mg/m<sup>3</sup>以下及び一酸化炭素の濃度を10ppm以下とするように必要な措置を講じる必要があります。